

ブレンターノの積極的對立の公理 (der Satz der positiven Opposition) に就て

野村, 重喜

<https://doi.org/10.15017/2328819>

出版情報 : 哲學年報. 14, pp.555-567, 1953-02-25. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



布伦ターノの積極的對立の公理 (der Satz der positiven Opposition) に就て

野村重喜

命題がその對象を不可能なものとして拒否してゐる限り、即ち必證的^(正) (apodiktisch) に否定してゐる限りに於て、此等の命題は總て矛盾律に依據してそうなのであると主張する見解^(正)に對して、布伦ターノは「認識に關する試論」(Versuch über die Erkenntnis) の中で、矛盾律に依據せざる直接的に必證的な否定判斷が存してゐると明白に主張してゐるのである^(正)。此の様な判斷の一例が積極的對立の命題 (der Satz der positiven Opposition) なのであると彼は言う^(正)。例えば「赤いものが同時に青くあることは不可能である」と言う命題に於て、此の青と言う規定を單に赤に對する否定的な規定と解し此の赤と青との對立を赤と赤に非ざるものとの對立と見做し、從つて此の命題を「赤いものが同時に赤くないと言うことは不可能である」と言う命題、即ち「ある同一のものが同時に同じ關係に於て或る同一のものに歸屬して、歸屬しないとすることは不可能である」と言うアリストテレスに依つて定義された矛盾律の原理の特殊な場合として把握せずして、此れに對して此の赤と青と言う規定を赤と赤の否定的な規定と解しないで、色と言う「最底の類をお互に共通に持つところの最種的」^(正)なる互に異つた二つの積極的な規定と解し、此の對立を此の様な積極的に異つてゐるものの對立と見做し、從つて此の命題を「ある同一のものの中に(ある同一の場所に

於て) 赤しものと青しものとは合一せしめられ得なし」(Von Dasein Gottes, S. 532) と言う命題として把握するならば、此の様な意味に把握せられた「赤しものが青くあると言うことは不可能である」即ち「或る同一の主語に赤と青とが同時に歸屬することは不可能である」と言うが如き命題を彼は積極的對立の命題 (der Satz der positiven Opposition) と名付けてゐるのである。^(註六)

(註一) 此の必證的と言うことについてフレンターノは「直接的な明證性は判断の二つの群の中に見出されると言うことを我々は既に語つた。此の一方の群は直接的に明證的な Apperzeption としての知覺である。此等はある物を確實なものとしてではあるが、必然の事實として我々に明示してゐるのではない。此の場合の明證的な判断はカント以來一般に用いられてゐる表現によれば、實然的 (assertorisch) である。あの他方の群は結合される何等かの諸概念の對象を不可能なものとして拒否する普遍的な否定判断である。此の判断はカントの表現方法に依ると必證的 (apodiktisch) な判断なのである。……此の直接的に明證的な必證的判斷に於ては多くの概念から結合される一つの概念の對象が常に問題なのである。」(Versuch über die Erkenntnis, S. 50 f.) と言つてゐる。此の様に必證的と言うことは實然的に對するものであつて、ある判断が「必證的」であると言うことは「不可能性の様相 (Unmöglichkeitmodus) を以て拒否することである。」(Psych., II, S. 284) 従つて「不可能性と言う語は否定することに依つて必證的な性格が現れてゐる場合のそう言う否定を表現するに用いられる」(Psych., II, S. 247) と言われつゝゐる。

(註二) フレンターノは此の様な見解を主張する代表的な人としてアリストテレス、ヒーム、カントを擧げてゐる。アリストテレスに就てはフレンターノの Aristoteles und seine Weltanschauung, S. 33~S. 40 を、ヒームに就ては Von Dasein Gottes, S. 29, 448 ff, 478, を、カントに就ては Versuch über die Erkenntnis, S. 9 f, 51, Von Dasein Gottes, S. 478 を

参照。

(註三) プレンターノは此の様に矛盾律に依據せざる直接的に必證的な否定命題が事實我々に現象していることを合理的に主張する爲に、矛盾律に依據する判断のみが必證的であるとすると人々の立場からみても、矛盾律に依據せざる此の様な判断が存在すると考えても決して矛盾律に撞着することなく、此の様な判断の存在は充分に思惟可能であると言ふことを強調している。「ヒームは矛盾するものだけが不可能なものとして妥當し得ると云うせつかちな前提の上に立つている。此の事は明らかではない。此の二つの概念は同じではない。ある拒否する判断はそれが矛盾律の型に適合することなしに、此の判断の根底に横つている諸概念から我々に明らかとなると云うこともまた思惟可能であるであらう。此の事を元々不可能なものとして拒否しようとする人にとつては、ただ矛盾するものだけが不可能なものとして明らかとなり得るが故に、此の様な人は自己矛盾に落ち入るであらう。……その譯は此の拒否そのものは矛盾律の命題のどんな場合でも決してないのであるからである」(Von Dasein Gottes, S. 28 f.) 此の見解はカステイルが「矛盾律の型に屬する公理より以外の公理が一般に可能であるかどうかと言ふ問題をプレントラーノは常に肯定し、且つ人は自己矛盾することなしに、此の様な公理の可能性を否定し得ないと言ふことを常に示してゐた。」(ibid., S. 532) と語つてゐる如くにプレントラーノの生涯を通じて變ることなく主張されてゐたのである。例えば ibid., S. 448 ff 参照。

(註四) 矛盾律に依據せざる直接的否定判断として「認識に關する試論」の中に挙げられてゐる命題は例えば積極的對立の原理、相關性の原理 (Korrelativitätsgesetz) または因果律である。相關性の原理については同書五一・一一二、一一七頁参照。因果律については同書第四章を参照。

(註五) Archiv für die gesammte Psychologie, B. 81, Foradori; Franz Brentanos Lehre von den Axiomen, S. 222 参照。

(註六) 彼の弟子のアントマン・マルティ及びカール・シュトゥンプもまた同様に此の様な意味に理解された命題が矛盾律の性格を有しないものとしてゐる。マルティは此の命題が矛盾律と同様にお互に對立し合つてゐるものを排斥してゐると言ふ矛盾律との類縁性の故に此の命題を das konträre Oppositionsgesetz と名付け次の様に表現している。「圓いものが同時に(同一の) プレントラーノの積極的對立の公理 (der Satz der positiven Opposition) に就つ

部分から見ても)角のあるものであることは不可能である、これを一般的に表現すれば同一の類に屬する異なつた種であるとする。諸規定は同時に一つの對象に歸屬し得なす。(Anton Marty: Raum und Zeit, S. 123) これに對してヒュートウンプは此の命題を Satz der Determination の下に從屬する Satz der ausgeschlossenen mehrfachen Bestimmtheit oder der positiven Opposition と名付け之の命題を「或る一つのものは同時にそれと同一の空間部分から見ても同一の類に屬する二つの異なる性質 (Eigenschaften) を所有し得なす」(Karl Stumpf: Erkenntnistheorie, I, B, S. 145) と表現して居る。

此の様な積極的對立の命題にしてブレントノーは「例えば赤いものが同時に青いと云うことは、赤いものが同時に赤くないものではないと云うことと同様に不可能なことであす」(Versuch über die Erkenntnis, S. III) とか或は「ある判断は結合されるならかの諸概念の對象を不可能なものとして拒否する普遍的な否定判断である。此の判断はカントの表現方法によると必證的な (apodiktisch) 判断なのである。……此の直接的に明證的な必證的判断に於ては多くの概念から結合せられる一つの概念の對象がつねに問題となつて居る。……此の様な判断の或る場合に於ては、此等の諸規定は積極的對立 (positive Widerstreit) をなして居るのである。……赤いものが青くあることは不可能である」と云うことが此の場合の例なのである」(ibid., S. 509) とかと語つて居る。^(註一) 彼によれば此の様に矛盾律の性格を有する命題と同様に、積極的對立の命題も「結合される何等かの諸概念の對象を不可能なものとして拒否する普遍的な否定判断」即ちそれに對立する判断を肯定することの不可能な命題、即ち「直接的に必證的な明證的判断」なのである。且つ彼は此の様な直接的に必證的な積極的對立の命題について、「例えばあるものが青くある場合に、それは黄ではあり得ないと云うことは、青いものが青くないと云うことは不可能である」と云うことと同様に明らかなことである。……我々が積極的對立の原理 (das Gesetz der positiven Opposition) の性格を有する斯う云つた認識を

先天的にではなく、經驗の基礎の上で有するのだと主張する人は明らかに不可能な事を主張することになるであらう。それでは一體我々は青と黄のうち一方のもの現象 (Vorhanden) が他方のものの缺除 (Abwesenheit) を我々に示さない場合には、青いものは黄ではないということとをどの様にして確認することが出来るか。言うまでもなく我々の知覺は總て積極的であり、決して消極的ではないのであつて、それどころか我々は此の様な積極的對立の諸原理の先天的な認識なしには、ある何等かのものをその都度否定するに到るどんな可能性も全然持たないことになるであらう^(註10) (ibid. S. 10) と云つてゐる。我々が有する總ての知覺は積極的であつて、決して消極的ではなく従つて積極的に對立するもののうち一方の現象は他方のものの缺除を示さないが故に、直接的に必證的な積極的對立の命題は換言すれば積極的に對立しあつてゐるものを必證的に拒否する原理は矛盾律の原理と同様に、後天的にではなく先天的に明らかとなるものでなければならぬと云うのである。従つて此の命題は「概念から明らかとなる法則」(das aus den Begriffen einleuchtende Gesetz)^(註11) 即ち「此の判斷の根底に横たわつてゐる諸概念から明らかとなる」(Von Dirschein Gottes, S. 21ff) 必證的な命題であると言われ得るであらう。

彼は積極的對立の命題を此の様なものと考えて、しかも此の先天的に直接的必證的な積極的對立の命題、即ち此の命題を先天的に直接的に必證的たらしめる積極的對立の原理について次の様に主張してゐる。「積極的對立の原理は矛盾律の下に従屬せしめられ得ないし、それが例外のない必然性を有してゐる點では矛盾律と同様に直接的に確實である」(Versuch über die Erkenntnis, S. 117) 或いは「無限に完全なもの」と云う概念は決して積極的な屬性を總て包含してゐるものと云う概念に等置され得ない、若しも此の概念がその様であるとすれば、そのことは此の概念を不條理性に對して擁護しないで、かえつて此の概念を不條理性のものとして認識せしめるであらう。何しろ矛盾律の性格を有

する直接的に明證的な命題が存するばかりでなく、……積極的對立の原理の性格を有する直接的に明證的な命題もまた存しているからなのである。」(ibid., S. 111) 斯く先天的に直接的に必證的である積極的對立の命題は矛盾律の性格を有せざる命題として、即ち此の命題の直接的必證性は「矛盾律の下に従屬され得ない」(積極的對立の) 先天的な原理に依據するものとして主張されているのである。以上此の様な考えが主として一九〇三年に書かれた論文を以て編纂されている「認識に關する試論」の中に見出される見解なのである。^(註三)

斯くの如くに積極的對立の命題は直接的に必證的な命題として我々に現われていて先天的であり而も此の命題の先天的直接的必證性は矛盾律に依據し得ない必證性であると云う彼の此の見解は晩年にも見出されるのである。例えば彼の死の三年前(一九一四年)に書かれた「同一の空間を多種多様に充實することの不可能性について」と云う論文の中では、此の積極的對立の命題の直接的先天的必證性に關して、「空間の中での二つの物體の不可透入性は最も確實な自然法則の一つとして正當に妥當する。……私は數學的な公理と同様に、此の原理をもまた先天的に明らかとなるものと見做している。云うまでもないことであるが不可透入性であるものは是認は此れが正當であるためには、此等の諸物體の實在と云う事實に依つて制約されているから、此の不可透入性の原理は數學的な公理と同様に否定的普遍的眞理として存するのである。此の様な不可透入性の法則が歸納に依つて始めて證示されるのではないと云うことの一：一つの非常に重要な確證はまた例えば青と赤との混合が紫として現れる場合の色に於ての如くに、斯かる諸性質の極く普通に現れている混合の中にも横たわつているのである。緑に於ける青と黄とは此の二つの要素からの混合が今日に到る迄多くの人に依つて否定せられてゐる程完全に混合されてゐる」(Kritorientaire, S. 88) と語られてゐる。前述した如く一九〇三年代の彼は「我々の知覺は全て積極的であつて、決して消極的ではない」と云う譯で「積極

的に對立し合つてゐる一方のもの、現象は他方のもの、^(註四) 缺除を示さなく」と言う根據から積極的對立の原理が先天的であることを論結しているが、此れに對して此の場合明らかに示されてゐる様に、晩年の彼は、「不可透入的であるものは認は此れが正當である爲には此等の諸物體の實在と言う事實に依つて制約されてゐる」然るに斯様に不可透入的に積極的に對立し合つてゐるものが實在するかどうかについて、明證的に認識し得ないと言う理由に依つて、此で原理が先天的であることを主張してゐる點に於て彼の見解の變化が見られはするが、積極的對立の原理を矛盾律に依據する數學的な公理^(註五)と同様に、經驗的ではなく先天的に明證的となるところの「否定的な普遍的眞理」即ち必證的な先天的否定判斷と見做してゐる點では變らないのである。しかも此の様に先天的必證的な積極的對立の命題について、彼はやはり晩年の口述文と見做される論文の中で「矛盾を包含してゐるものだけを論理的に不可能なものに算えると、積極的に對立するものは論理に矛盾することなしに合一せしめられて考えられ得るであろうし、赤の如き種は尙それ以上の種別化が可能となるであろう。……それ故に論理的に不可能なものと云ふ概念は矛盾し合う規定の一致の不合理性と同じ様に、これより他の不合理性の各々がまた考慮されてゐる様な仕方に改革されねばならぬ。」(Von Dasein Gottes, S. 478) と言つてゐる。斯く晩年に於てもまた彼は矛盾的に對立するものだけを不可能なものとして見做すと、赤とか青の如き種規定は最も直接的に積極的な最種の種規定とはならず、更に種別化され得る間接的に積極的な規定となると言う理由に依つて、積極的對立の命題が矛盾律に依據せずして直接的・先天的・必證的であることを主張してゐるのである。

ところがしかしクラウスが「ブレントラーは總ての公理が矛盾律の性格を有するのか、それとも他の型の公理が存するのかどうかと言う問題を長い間吟味した。最後になつて彼は全く此の問題の否定に決定的に傾いたのである。即

ち彼は我々が先天的普遍的な原理を定立し得る場合には、總て區別する分析と矛盾律の適用との結合 (eine Vereinigung von unterscheidender Analyse und Applikation des Kontradiktionsgesetzes) より以外の他のものは問題とならなすと言ひことを信じたのである。(Oskar Kraus: F. Brentano, S. 58f.) と語る如くに、フレンターノは最後の公理論に於て他の公理(例えば因果律等)についてと同様に、積極的對立の公理に就いてもまた、此の公理の直接的必證性を矛盾律に依據せしめようとする決定的な傾きを示したと言ひことがクラウスの著「フランツ・フレンターノ」の五十八頁の中で語られてゐるのである。(註七) 即ちクラウスに依ればフレンターノは積極的對立の命題が必證的なものとして現象してゐて、而も先天的であると主張する點では變りがないが、此の必證性を前述の如くに、矛盾律に依據しないものとして解するのではなく、彼は最後の公理論に於て、此の命題が必證的であるかぎり、此の命題の必證性を決定的に矛盾律によるそれであるとして理解しようとしたと言われてゐる。然しながらフレンターノは彼の死の前年(一九一六年三月二十九日)の口述文では「若しも赤いものと青いものが同一の場所を受容すると假定するならば、此の赤いものは青いものでなければならぬ、換言すれば此の同一の場所は此等二つの内屬 (Inhärenz) を持たねばならぬことになるであろう。併しながらこのことは此の二つの内屬するものは相互に變化し合ひ従つて同じ仕方内屬するものであると云う理由と、此の様な場合の内屬にとつては此れに關して未だ限定されてゐない主語が必要であると云う理由とに依つて、不可能なのである」(Kategorienlehre, S. 347) と語つてゐる。彼は此處で赤いものと青いものとは同じ仕方内屬するもの(此の兩者はお互に變じ合ふと云う理由に依つて)であり、且つ此の様に同じ仕方内屬する二つの規定のうち一方が内屬するためには、他方のものがその主語に内屬してゐないと云うことが必要であると云う理由から、若しも同一の主語に赤と青とが同時に内屬するならば、此の主語は赤が内屬してゐるために赤と云

う規定の内屬に關して既に規定されていて、しかも同時に此の同一の主語に青が内屬してゐるために、此の主語は青と同一の仕方で内屬してゐる赤と云う規定の内屬に關して未だ規定されてゐないと云うことになり、此の假定は矛盾律の原理に撞着するが故に「赤いものと青いものとは同一の場所を受容し得ない」と云う積極的對立の命題は間接的に必證的となると主張してゐるのである。従つて「積極的對立の原理の性格を有する命題は直接的に明證的である」或いは「勿論積極的に對立するものは同時に存立することは出来ないと云う理由に依つて、積極的に對立するもののうち一方のものが存立してゐる間他方のものは決して生成しなすであらう」(Von Dasein Gottes, S. 142)と云う前述の彼の見解の如くに、此の命題の必證性を矛盾律に依據せしめずして、此の必證性を積極的に直接的に明らかとなるものと主張するのではなく、此處では此の命題の積極的必證性は「同一の仕方で内屬するところの諸規定のうち或る一つの規定が主語に内屬する爲には、他の此の様な規定に依つて此の同一の主語が規定せられてゐないことが必要である。」と云う前提命題から矛盾律に依據して、間接的に明らかとなるものと主張してゐるのである。^(註九)しかし此の前提命題の必證性が矛盾律に依據してそうなのであるかどうかについては明示されてゐないのであるし、^(註九)ブレンターノの次の様な考え方からして、積極的對立の命題の必證性が矛盾律に依據せしめられたと見做すことは出来ないのである。範疇論についてのブレンターノの最晩年の見解を示してゐるやはり同年の口述文の中で、矛盾律の性格を有する命題について「お互に矛盾し合うところの判断が實際同時に下され得ないと言ふことは自明のことではない、即ち例へば矛盾的な對立が認められてゐない場合には人がこれを自己矛盾する思惟のなかで合一せしめることは全く良く生ずるのである」(Kateg., S. 278b)と語られてゐるが、此の様な事態は積極的對立の公理の場合には、決して存しなすと語られてゐるからである。即ち「此の様に矛盾的に對立する判断は知性的な領域でも、矛盾律的な對立を含んだまま

下され得る、同様にまた情意的受狀 (Gemütliches Erleiden) の中にも或種の對立は含まれて存し得るのである。がしかし感性的直観に關して、此の場合にもまた或種の對立が此の現象の中に見出され得ると考えたヘルバルトは全く正しくなかつた。此の様な對立は現實に於てと同様に、此の場合には現われて來ないのである。」(ibid. S. 278) と言われてゐるからである。此の箇所についてカステイルも「ブレンターノに依れば人は積極的對立の先天的な原理に對してお互に對立し合う盲目判斷、乃至は洞察判斷とこれに矛盾對立する盲目判斷との實際の心理學的不一致性を引き合ひに出すことは出來ないのである。お互に對立し合つてゐる洞察判斷が一緒に下されることは出來ないと云うこともまた眞の對立の事例では決してないのである。その譯は此のことは眞に對立するものが普通一緒に存在したまも多くの人に分ち與えられることも不可能であると云うことと關聯してゐるからである。」(ibid. S. 388) と語つてゐる様に、ブレンターノは此處では積極的對立の命題の必證性を矛盾律に依據せしめ得る可能性を決定的に否定してゐると考へてよからう。斯う云う譯でクラウスのように積極的對立の命題の必證性をも矛盾律に依據せしめようとする傾きがブレンターノの最後の Axiomatik に於ては決定的であつたと主張することは出來ないのであり、私の理解し得る限りでは、少くとも積極的對立の命題に就ての此の様な傾きは彼の最晩年では決定的に否定されてゐるやうに見えるのである。

(註一) 同様に「勿論積極的に對立するものは同時に存立することは出來ないと言ふ理由に依つて、積極的に對立するものの中の一方のものが存立してゐる間、他方のものは決して生成しないであらうと言ふことは確實である。」(Von Dasein Gottes, S. 142) とも言われている。また Versuch d. d. E. S. 9f 参照。

(註二) 此の様に此の命題は先天的に必證的となる故に分析的な命題即ち概念から明らかとなる法則」として主張してゐる。例え

ば「人は因果律の中で積極的對立の種に屬する法則を求めんことを實際思いつくことさえ出來ないと言ふ理由に依つて、一般に因果律を概念から明らかなつて來る法則 (das aus den Begriffen einleuchtende Gesetz) として解明せんとする試みは見込のないものとして斷念さるべきであるように思える。」(Versuch üb. d. Erk., S. 113)

(註三) 更に彼は此の書の中で積極的對立の命題たる「此の否定的な明證的な判斷が始めて我々を否定的な概念諸規定の形成に導くのである。そして此等のものなしには、カントにあつてはそれのみが考慮せられてゐるところの場合、詳しく言へばお互に矛盾し合う諸概念の對象の必證的な拒否には決して到り得ないであらう。」(ibid. S. 51) 従つて此の直接的に先天的必證的な積極的對立の命題は「時間的には我々の精神生活の中に最初に現われて來るものである。」(ibid. S. 51) 即ち「若しも積極的對立の原理の先天的な認識が存しなければ、否定的な規定を有する概念と、矛盾律の明證性を以て拒否するために、矛盾し合う諸規定を結合する可能性とは我々から奪い去られるでもある。」(ibid. S. 10) と主張している。即ち積極的對立の命題に矛盾律の性格を有する命題の先天的直接的必證性が依據してゐると言うのではなく、此の積極的對立の命題が否定的な概念諸規定を始めて可能にするものとして、時間的には矛盾律の性格を有する命題の成立に先つて存在してゐると言うのである。此の様なフレンターノの考えと全く同じ考えを弟子のアントン・マルティも *Raum und Zeit*, S. 123 の中で述べてゐる。しかしマルティの此の様な考えは彼の最後のな見解であつた(同書序文参照)のに對してフレンターノの此の見解即ち否定的な概念諸規定の形成は此の様な積極的對立の命題をまつて始めて可能となるという此の見解は結局のところ、實然的 (assertorisch) な明證的な否定判斷が此の年代の彼にとつて未だ確立され得なかつたことに歸するが故に (Fordoni: Brentanos Lehre von den Axiomen (Archiv für d. ge. Psy., 81. B) S. 211, 214 参照) 彼の晩年に於て此の様な實然的明證的な否定判斷、例えば明證的な Unterscheiden 或は Vergleicheln (Psych., III. I Abschn. 3 Kapit., 4 Kapit., Von Dasein Gottes, S. 448 ff 参照) が確立されるや否や、此の見解は撤回されるのである。

(註四) 此の見解はカステイルが「フレンターノから言つても、常に第一次的對象に對する盲目的な信念であるところの感覺の働
フレンターノの積極的對立の公理 (der Satz der positiven Opposition) に就て 五六五

きは單純な肯定と言う意味での此の様な信念であるばかりでなく、Zuerkennen と言う意味の、それどころかそれなしにはある一つの區別が全然不可能であるところの Aberkennen と言う意味の此の様な信念でもある。従つて人は感覺の働きを唯だ積極的な Zuerkennen としてだけ認めてゐるといふの見解に對し、感覺のなかのこう言つた一つの消極的な要素について語る事が出来るのである。勿論恰も否定的なものが表象されてゐるかの如き意味に於てではなく、普通には現れて來ないところのある種の全然區別しない感覺の働きが問題とならない限り、感覺の中にもまたある一つの否定する働きが潜んでゐるのであると言ふ意味に於てである。」(Psych., III. Krauss Anmerkung, S. 170) と語つてゐる如くに部分的に修正されてゐるのである。此れに就ては Psych., III. B., II. Absch., I. Kapit., S. 74 参照。

(註五) 同様に「言うまでもないことであるが赤と青との不合一性は決して經驗に依つて解明されはしない、その譯は確かに兩者のいずれも現實に實在するとは思えないからである。經驗は單に我々がある色と他の色とを以て充たされてゐるある同一の視野部分を直觀する能力を有してゐないと言ふことを示してゐるにすぎぬ」(Kategorienlehre, S. 224) とも言われている。

(註六) Versuch über die Erkenntnis, II Teil, Dr logische Charakter der Mathematik 参照。

(註七) 此の様なクラウスの見解に對してカステイルは次の様に語る。「我々人間が矛盾律の型に屬する公理より以外の他の公理を有してゐるかどうかと言ふ問題に關しては、フレンターノはその可否について再三再四注意深く繰り返された自己の探求を彼自身満足する程完全なものにするに到らなかつた。此の點について總ての公理を矛盾律の下に抱攝せんとする若干の傾きが見られるのであつた。」Von Dasein Gottes, S. 552. Wahrheit und Evidenz, S. 218 参照。此のカステイルの見解に對し E. Foradori は Brentanos Lehre von den Axiomen (Archiv für die gesamte Psychologie, B. 81) の中でクラウスの見解を取り、フレンターノの最後の Axiomatik に於ては公理を總て矛盾律に依據せしめようとする試みを決定的に示したと語つてゐる。公理の中例へば因果律の此の傾向のことは Versuch über die Erkenntnis, IV Teil, 及び ibid., S. 218 参照。

(註八) 此の考えと全く同様な見解がまた同書二二〇頁と、二二六頁とで述べられている。例えば二二〇頁では「未だ存在を有しないところのものだけがそれを受け入れることが出来る如くに、唯規定されていらないものだけが規定され得るであろう。斯くして例えば青くあり且つ青く存立しているところの或る一つの主語は赤くはなり得ないであろう。その譯は此の主語は赤と云う屬性が此の主語を規定するであろう仕方であり既に規定されているからである」と言われている。此のブレンターノの見解を編纂者たるカステイルは「恰も此處で積極的對立の不合一性に對する一つの證明がなされているかのように見える。しかし此の對立が直接的に明らかとなるのではないならば、此の對立は諸々の虚構でもつて考慮せられては斯う云つた仕方では殆んど明らかとはならないであろう。」(Kritik, S. 368) と批評してゐる。

(註九) しかしカステイルは此の箇所を、「此處には積極的對立の場合を矛盾的對立の事例として把握せんとする試みが現われている。」と註釋しているが、ブレンターノが此の前提命題を矛盾律の性格を有する判断と解しようと試みていたかどうかについては不明である。またクラウスの見解にならつて、ブレンターノの最後の Axiomatik に於ては、積極的對立の公理の必證性を矛盾律に依據せしめようとする傾きが決定的であつたと主張している E. Foradori も、本文のあの引用文に述べられた考えと全く軌を一にする同じ考え方をブレンターノの最後の Axiomatik に於ける見解と見做し、彼はあの前提命題として、「ある一つの色規定は他の色規定の各々から解き放たれてゐる一つの物にのみ歸屬し得る」と云う命題を擧げている。しかし彼はブレンターノにとつて、此の命題の必證性が矛盾律に依據してそうなのであるかどうかについては全然觸れていないのであつて、唯だ「此のことが實際そうであれば、此の場合にのみ、人は赤いものが同時に青ではあり得ないと言ふ積極的對立の可能性をしかも矛盾律の基礎の上で洞察するであらう。」(Franz Brentanos Lehre von den Axiomen, Archiv für d. ges. Psych., B. 81, S. 230f.) と語つてゐるべきなのである。

〔附記〕 此の小篇は文部省人文科學研究費の交付を受けて、田邊重三教授のなされつつある「西洋近世哲學に及ぼせる自然科學の影響」研究の協力者としての私のブレンターノ研究の一部である。尙これは同教授の御指導と御啓示に負うていたのであつて心からの感謝を捧げる。

ブレンターノの積極的對立の公理 (der Satz der positive Opposition) に就て